

品川区高齢者医療ショートステイ事業実施要綱

制定	平成 24 年 3 月 29 日決定	要綱	第 60 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	要綱	第 280 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日	要綱	第 130 号
改正	平成 31 年 1 月 23 日	要綱	第 14 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、継続的な在宅療養を必要とする在宅要支援・要介護高齢者（以下「利用対象者」という。）が、その家族等介護者に生じた緊急事情により、介護保険法（平成 9 年法律 123 号。以下「法」という。）に規定する「短期入所生活介護および短期入所療養介護（介護予防を含む。）、または介護保険事業所での各種ショートステイ事業」（以下「他ショートステイ」という。）の利用が困難となる場合に、緊急一時的な医療処置、看護を確保するために必要な事項を定め、医療と介護の連携推進を図るとともに地域での安定的な在宅介護の継続を支援することを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 区長は、利用対象者またはその家族等からの申請に基づき、ショートステイ受入れに係る必要性と適格性の審査を通じて利用承認を行い、区長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）の病床への緊急一時的な受入れを要請する。

2 指定医療機関は区長からの受入れ要請に基づき、指定医療機関が存する施設内病床に利用者対象者を受入れ、利用期間に医療処置、看護、食事等その他必要な医療サービスを提供する。

3 利用対象者は利用期間中に指定医療機関内で要した診療費および諸経費を負担する。

(利用対象者)

第 3 条 利用対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 区内に住所を有し、法による要介護認定または要支援認定を受けている者
- (2) 家族等介護者の疾病、障害のほか、その他家庭事情の止むを得ない事由により一時的な在宅介護を受けることができなくなる者のうち、短期間の一時入所を行ってもなお在宅療養介護への復帰が十分可能であると認められた者
- (3) 次に掲げる医療処置を日常的に必要とし、他ショートステイの利用が困難であると認められた者
 - ア. 経管栄養（鼻腔栄養、胃ろう、腸ろう）
 - イ. 在宅酸素療法
 - ウ. 褥瘡処置

- エ. 気管切開
- オ. 喀痰吸引
- カ. その他区長が必要と認める症状または特別な事情を有する者

(利用期間)

第4条 利用期間は、1回の受入れにつき利用開始日から起算して7日を限度とする。ただし、区長が受入れの継続が必要であると認めたときは利用開始日から起算して14日を上限に利用の延長をすることができる。

(利用申請および利用承認)

第5条 この事業を利用しようとする利用対象者またはその家族等（以下「申請者」という。）は、高齢者医療ショートステイ申請書（第1号様式）および誓約書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は利用の申請を受理したとき、または受理前においても利用対象者の状態に即して緊急的に事業の利用が必要であると認めたときは、第3条各号の要件に該当するか否かを審査するとともに利用の可否を決定し、高齢者医療ショートステイ承認書(第3号様式)により申請者に通知する。
- 3 区長は、前項の審査において必要と認める場合には申請者に対し診療情報提供書等その他必要書類の提出を求めることができる。
- 4 区長は、第1項の申請があった場合は、次に掲げる場合を除き、利用承認を行うものとする。
 - (1)指定医療機関の病床が満床のため受入れができない場合
 - (2)指定医療機関の運営事情により受入れができない場合
 - (3)利用対象者が他ショートステイを利用することが相当であると認めた場合
 - (4)利用対象者が指定医療機関内に存する入院患者および医療スタッフに迷惑行為等を及ぼすおそれがある場合、または及ぼすことが明白である場合
 - (5)利用目的が第1条に規定する目的にそぐわないと認めた場合
- 5 区長は、利用を承認した時は、高齢者医療ショートステイ利用通知書（第4号様式）に高齢者医療ショートステイ申請書の写を添えて指定医療機関の長あて通知する。

(利用取消し)

第6条 利用承認後、利用対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、区長は利用承認を取消すことができる。

- (1)虚偽の申請その他の不正行為により利用承認を受けたとき。
- (2)病状の悪化その他の理由により一時的な利用が不相当と認められたとき。

(3)この要綱または指定医療機関の管理者の指示に反したとき。

(4)災害その他事故または指定医療機関の都合により本事業の病床が利用できなくなったとき。

2 前項の規定により利用承認を取消す場合には、利用対象者あて高齢者医療ショートステイ承認取消通知（第5号様式）を通知する。

(移送)

第7条 利用対象者の居所から指定医療機関への入退院時に際する移送は、申請者またはその代理人等が行うものとする。

(経費の負担)

第8条 利用に要する経費の負担区分は別表のとおりとする。

2 利用対象者負担分の支払基準は、指定医療機関が規定する各施設規則の定めるところによる。

3 指定医療機関の長は、受入れに際する利用実績に基づく請求書を各四半期の終了後速やかに区長に提出するものとする。

4 利用に際する1日間の起算時刻は午前0時とし、利用時間が24時間に満たない場合に入退所が生じても、入退所までに至る時間を1日間として算出し必要な経費負担を計上するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

項 目	支 弁 基 準	負 担 区 分
病床利用料	1日間 1床につき、区と指定医療機関との契約に基づいた金額。	区が指定医療機関へ支払う
診療費 諸雑費	当該指定医療機関の入院費の額。 ただし、医療保険等が適用され医療に関する給付が行われた場合にはその額を控除した額。 診療情報提供書の負担額。 おむつ代、石けん代、食事療養費、寝間着代、等保険外相当額。	指定医療機関からの請求により利用者が指定医療機関へ支払う